

## 第1回～第2回における委員からの主な意見

検討項目	検討項目について委員からの主な意見
社会的養護の見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理想としての案と、予算の制約上できる範囲を明確に区別して示すべき。</li> <li>・社会的養護体制が危機的状況にあるということを出すべき。</li> <li>・時代の移り変わりに合わせて変化が組み込めるような制度が必要。</li> <li>・特に子どもの利益を代弁すべき親に期待することが難しいということを踏まえ、従来以上に監督権限なり規制を強化することあってもいい。現在の社会福祉の流れと機を一にする必要はない。社会的養護の特殊性を押さえて議論していくべき。</li> <li>・利用者、受け手の方の声にもっと耳を傾ける必要がある。</li> <li>・制度改正も含めて緊急に対応しなければいけないことと、今後しっかりと議論をしていかなければならぬこと、めりはりをつけた報告書にする必要がある。</li> <li>・制度改正をしなくとも既存のシステムを改善することによって解決出来る問題もある。既存のシステムの矛盾点や改善点を検討していくことも大切。</li> <li>・「社会的養護システム」の名称を国としての責任を明確化するために「公的養育システム」とする。</li> </ul>
子どもの状態に応じた支援体制の見直し	<p>○里親制度の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親支援拠点として児童養護施設を活用したい。</li> <li>・里親支援拠点として施設を活用するのは、田舎の外れた方に施設がある場合もあり、その辺が難しい。</li> <li>・養子縁組里親と養育里親の間を行ったり来たりする可能性があるのではないか。こういう部分の運用がなかなか見えてこない。例えば養子縁組については、子どもが大きくなったら子どもの医師を尊重して決定していくという考え方を大切にすべき。</li> <li>・養子里親と養育里親の分離に基本的には賛成だが、実務的には難しい問題がある。</li> <li>・児童家庭支援センターを里親支援機関として活用してほしい。</li> <li>・里親支援機関としての役割を児童家庭支援センター設置運営要領に加えてほしい。</li> <li>・スーパーバイズしている里親や今の段階では受けられない等の事業がある里親もあり、登録している里親が全て委託できる状況にあるとは考えないでほしい。</li> <li>・里親、里子に事故が多いという現状に対して、研修、保険、報告義務など何らかの対応が必要。</li> <li>・養子縁組斡旋事業についてきちんととした縛りをかけた方がいい。</li> <li>・専門里親の職業化、里親の専門職化ということについても検討してみてはどうか。</li> <li>・里親認定について段階化を図り、施設と里親を行き来できるよう現在の週末里親を制度として</li> </ul>

- 明確に位置づけることにより、里親をやってみようかと思っている人に対応することが必要。
- ・里親支援機関と児童相談所との間で責任の所在を明確にする必要がある。
  - ・一般家庭での養育力が落ちている中で、里親の数を急速に増やすことはリスクもある。里親が子どもを受託した後支援をどう受けられるかなど質の確保を担保する手立てが必要。
  - ・週末里親・季節里親といったものを国の制度にする。
- 小規模ケア形態の推進
- ・里親型ファミリーグループホームについてはぜひ実現していただきたい。ただし、地域小規模児童養護施設に代わるものではないことを明確にしてほしい。
- 施設機能の見直し
- ・小規模グループケアや地域小規模児童養護施設について、施設に複数認めるということが必要。
  - ・少舎制施設や養育里親とファミリーホームの区別はどのように考えるか。
  - ・心理的ケア、治療的ケアというのではなく、生活の中での子どものケアをまず第一義に、それを中心にするのだときちんと書いていくべき。
  - ・「パーマネンシーケア」という用語、概念について整理が必要。
  - ・小規模化を抑制している最大の問題は、職員の配置数。
  - ・単なる小規模化ではなく複数機能、明確な機能を付随した小規模なものを作ることによって、施設全体の中で機能分化ができているようなものを考えてみたらよいのではないか。
  - ・人数によって運営費に差をつけるという方法が小規模化の誘導に結びつけるやり方になるのではないか。
  - ・情緒障害児短期治療施設についても検討する必要がある。
  - ・児童自立支援施設のほとんどが公立でいいのかということについて検討する必要がある。
  - ・施設における夜間の職員配置を手厚くするべき。
  - ・虐待を受けた児童への対応について、現在の枠組みの変換が必要。情緒障害児短期治療施設と児童養護施設がどのように連携をとっていくのかというところが大きな課題。
  - ・情緒障害児短期治療施設という名称は、さまざまな弊害を生じさせているので廃止し、「児童療育施設」等とする。
  - ・複数の機能をもつ複合的ないし総合的な施設を設置するなど各施設の特色を共有し、子どもを主体とした育みを考慮したセンター機能、拠点的機能も考えられる。
  - ・「ファミリーホーム」や「地域小規模児童養護施設」、「分園型自活訓練ホーム」などを整理する必要がある。「地域小規模児童養護施設」と「分園型自活訓練ホーム」は一本化すべき。
  - ・小規模ケアの推進については養育形態論ではなく援助者の質であるという意見も踏まえて進めるべき。
  - ・現在の職務状況の分析をもとに小規模化にふさわしい職員配置の検討、小規模ホームの全体構成に応じたファミリーソーシャルワーカー、心理支援担当職員などの配置が必要。
  - ・措置児童の保護単価を児童のかかえる課題、障害等の程度に応じて設定する。

社会的養護に関する関係機関

○児童相談所のアセスメント機能の強化

## 等の役割分担と機能強化及び 地域ネットワークの確立

- ・母子生活支援施設は母と子の関係性に支援する施設であり、まさに在宅支援と同じような支援を行っているものである。入所後にはさまざまな問題が表面化しているが、母子生活支援施設入所者への福祉事務所のアセスメントが不十分。入所時点で児童相談所とつないでほしい。医療面の支援も必要である。
- ・母子生活支援施設へ入所する児童については、児童相談所がきちんととかむようなシステムが必要。
- ・児童相談所のアセスメントについてはアセスメント様式が開発途上であったり、すべてのケースに十分できているとは言い難い状況。
- ・家庭支援を強化するため、東京都では市区町村に子ども家庭支援センターというものを設けている。家庭支援については市区町村の力をうまく活用し連携していくというのは重要だと考える。
- ・親の状況などについての児童相談所からの情報が十分ではない。
- ・病児等障害の多い子どもを預かると、児童相談所からも連絡がなかなか来ず療育センターのような子どもにとってより質の高い施設へ措置変更してもらいたくてもしてもらえないことが多い。
- ・心理的なアセスメントに関して児童相談所が全部抱えるべきか、アウトソーシングということも考えていいのではないか。
- ・里親への乳児の委託もふえているが情報が少ないのでルールを明確にすべき。
- ・子どもへのケア、家族へのケアについてのアセスメントは、施設と共同して行う体制づくりをしていくことが重要。
- ・一時保護機能の一部を乳児院、児童養護施設、じどうかてい等に委託するなど一時保護アセスメントの体制強化が必要。
- ・乳児院への一時保護機能の付与を人員的な面で行ってほしい。

### ○家庭支援機能の強化

- ・児童家庭支援センターについて、最低中核市に一つといったようにきめ細かに配置できるように、独立型を認めるべき。
- ・予防的部分やアフターケア部分あるいは里親の開拓や里親のフォローといったことは、できるだけ身近な市町村レベルでの強化というところを検討するべき。
- ・家庭支援機能の中に医療機関や保育所などの民間の力をもう少し入れていくということを考えていくべき。
- ・入所以前から子どもや家庭と継続的に関わっていくようなキーパーソンが必要。そういう関係性のためにも、入所以前や入所時から地域のサポートシステムを考えることを検討すべき。
- ・地域の相談を受ける窓口として、実質的にきちんと機能している市町村が少ない。児童家庭支援センターを有効に活用するべき。
- ・虐待防止の観点からリスクの高そうな場合、妊娠中から母子支援の対象とするとよい。
- ・自立支援計画や処方方針は一人一人の将来を見越した長期的なスパンで作る必要がある。また、見直しも定期的に行う必要があり、取り組みつつあるが、これを確立できるだけの人と時間も

	<p><b>必要。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間型の児童相談所として広域の市町村の相談体制をカバーできるセンターとして、児童家庭支援センターを位置づけてほしい。</li> <li>・各市町村に設置していくような方向性で児童家庭支援センターの増設を推進してほしい。</li> </ul>
<b>自立援助ホームの見直し等自立支援策の拡充</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の自立援助ホームへの国からの補助金は非常に少なく、資金難ということが一番大きな問題になっている。補助制度をもっと拡充してほしい。</li> <li>・自立援助ホームの制度上の位置づけや職員配置を見直し、特に財政面におけるサポートを講じる必要がある。</li> <li>・発達障害や非行に対応できるような資格を持った職員を出来るだけ配置できるような形を考えいく必要がある。</li> <li>・母子家庭支援施設においても学習支援などを行うことが難しい。</li> <li>・自立支援策について体系的な見直しが必要。</li> <li>・施設を退所した子ども等に対する相談等を行う拠点事業については、児童養護施設や児童家庭支援センター等さまざまな団体がそれを担えるようにしていってほしい。</li> <li>・児童養護施設についてもアフターケアについてもっと体制を強化するなどしていかなければならない。</li> <li>・相談できる拠点として自立援助ホームや児童養護施設など多様な選択肢がとれるというのはいいと思う。</li> <li>・施設入所児童の社会的自立の力は、インケアの全ての段階で醸成していくべき。</li> <li>・20歳までの措置延長が容易にできるよう、自治体を指導してほしい。</li> <li>・自立という場合に就労が非常に大きな位置を占めるので、企業等への働きかけなどについて検討することも必要。</li> <li>・自立のためには、児童福祉の養育だけではなく、どうやって一般青年施策等を拡充していくかが重要。</li> <li>・大阪のアフターケア事業部では、就労した先の事業主との交流を継続して意見交換行っている。就労支援はそういう具体的な積み上げによって構築することが必要。</li> <li>・アフターケアは施設で行われるということも非常に重要であり、困ったときに頼れるところがあるということも非常に重要だが、一方で、ある機能を集約化した形で養護施設等を卒業した子どもたちの支援機関というのを育成していく必要がある。</li> <li>・必要なニーズやうまくいかないときのコストを説明するため、自立支援の関係で大規模調査をする必要がある。</li> <li>・早い時期から自立を支援する観点から、親が働きに行く、敬語を使うなどそういうことを週末里親・季節里親といったかたちで、里親家庭で学びながら、最終的には里親が実家となる。そのためには施設と里親の交流が大事。</li> <li>・自立援助ホームの子どもの対象年齢の拡大は必要。</li> <li>・社会的養護で育った子どもたちをフォローするシステムが必要。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校を中退してからも再チャレンジしたい、施設を退所して働き始めた後に、やはり勉強をしなおしたいという子ども達に対応できるような仕組みを考えてほしい。</li> <li>・自立支援については個人を支えるシステム、ネットワークの構築という視点を打ち出すことが必要。</li> <li>・進学のみに重点をおかず、就労支援などを打ち出し選択肢を広げることは、意味があるのに加え、実情を踏まえたもの。</li> <li>・成人年齢を超えて社会的養護のサービスを受けられる体制にすべき。</li> <li>・自立援助ホームの利用については、原則を20歳未満とし、さらに有期の延長制度とすることが望ましい。無期の延長は児童福祉法の範囲を逸脱することから一般青年施策へ引き継ぐことが望ましい。</li> <li>・現在の利用方法を原則としつつ、一定程度ホームの主体性や市町村との関係を尊重してもいいのではないか。18歳以上のものについては、直接利用ということも考えられる。</li> <li>・セルフヘルプグループ活動も期待される領域であり、そのような活動の社会的育成支援も当面は公的に必要。</li> </ul>
人材確保のための仕組みの拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンザジョブトレーニングを行うためにも基幹的職員を配置する。これによりケアの向上につがることはよくある。このための研修システムをどう考えるか。</li> <li>・施設間において、人事交流を行うことが必要。</li> <li>・給与等の待遇について見直すことが必要。</li> <li>・職員の配置を手厚くし職員の身分を保障していくことが大事。</li> <li>・乳児院において看護師を確保するのが困難。何らかの特別な施策が必要。</li> <li>・研修があっても出しようがない。最低基準の見直しが必要。</li> <li>・施設職員の子どもへの対応の仕方についての標準化、共通のものとして共有されることが必要。</li> <li>・施設長の資格要件は厳しいものが求められていい。</li> <li>・既に鳥取県で施行されている制度として、中堅保育士のリカレントという制度がある。このような現場に出てからも学ぶことを保証していく制度が必要。</li> <li>・現場からデータに基づいたものや科学的根拠のあるものを出し、この方法でどの施設も行えるというようなものを出していく必要がある。</li> <li>・自己啓発援助制度について、金銭的、時間的援助をする仕組みが不十分。</li> <li>・養成システムそのものを見直す必要がある。</li> <li>・子どものニーズにきちんと応えていくとを考えていくと、現在の任用資格からではなく国家観的なことも視野に入れていくべき。</li> <li>・達成目標や研修課程を定めて、施設内レベル、都道府県レベル、ブロックレベル、国レベルのそういうそれぞれが取り組むべきカリキュラム等を系統立てて編集して、体系立てて人材養成、研修といったものを考えていかなければならない。</li> <li>・任用の要件や研修の中身については、権利擁護の視点を強調してほしい。</li> <li>・現行の介護福祉士資格と同様の「子どもケアワーカー」資格を整備したり、社会福祉士の基礎</li> </ul>

	<p>資格としてその上に修士課程において「子どもソーシャルワーカー」資格を積み上げ、ファミリーソーシャルワーカーやスーパーヴァイサーなどにあてるなど、養成カリキュラムを整備する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所の児童福祉司の専門職化を徹底すべき。</li> <li>・高齢者領域では、半専門職あるいは外国人労働者の参入が「准介護福祉士」の名の下に進められているが、このような方向は避けたい。援助者の専門性の正当な評価が必要。</li> <li>・保育士と児童指導員という別個の養成が適切なのか、施設ワーカーという形の養成が適切なのか、中長期的視点での検討が必要。</li> <li>・施設長の要件の強化、内部スーパーバイズ体制の整備が必要。</li> <li>・現場の中で力量を培ってきたことを基幹的職員の要件とし、各施設へ配置を義務付ければ、施設機能の底上げにも益し、福祉職員のキャリアアップにつながる。</li> </ul>
措置された子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度見直しも必要であるが、制度のどこに問題があるのか国・県それぞれの立場で検証を行うべき。</li> <li>・都道府県の施設内虐待への対応に温度差がある。施設内虐待についての各都道府県の対応の実態調査・分析を国が行ってもよいのではないか。</li> <li>・子ども間で性的なものも含め問題が起こっている。子ども達を守るという立場からの議論が必要。</li> <li>・入所児童同士で権利侵害があった場合に、弱者を守るために、一時期でも加害児をその場から引き離す必要がある場合が多いが、一時保護が行われず保証されていない。ケアを適切に行うために一時保護機能を充実させてほしい。</li> <li>・加害児に対しては、やったことはやったこととしてきちんと対応するための一時保護機能だけではなく、施設への心理職の配置や児童相談所の心理職の充実が必要。</li> <li>・職員配置の基準の見直しを抜きにして、都道府県主導による指導監督の強化を行うと円場に混乱を持ち込むことになる。</li> <li>・一時保護所の状況をきちんとチェックするためにも、第三者チェック機能を作るべき。</li> <li>・施設内虐待は特殊な施設で起こるというのではなく、普遍的に起こり得る問題。</li> <li>・個々の職員の資質の問題や最低基準だけの問題ではなく、職員と子どもの力関係が圧倒的に違うこと、密室であること、事後的な救済が大変であることなどを考えると構造的な問題。</li> <li>・現に被害を受けている子どもに対して、職員の数が足りないから子ども同士のいじめを我慢してとは言えない。</li> <li>・措置制度であり、利用者の目が行き届かない分だけ、第三者評価によって中身を外部に公表するということが必要。</li> <li>・最低基準を引き上げるといった主張をするためには施設側の自助努力も求められる。</li> <li>・苦情処理の仕組みや、子どもが苦情を言いやすい環境をつくることが必要。</li> <li>・自治体としては、従来以上に施設に対する監督強化が必要になる。</li> <li>・国としては、早急に措置を講ずることが必要であり、構造的な問題であることを分析した上で、</li> </ul>

	<p>監査基準を見直したり、第三者評価の受審の促進や子どもからの苦情受付制度を整備するということが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内虐待が起こった際の子どもへの対応としては、事件についての十分な説明とサポート、改善に向けての方向性を示すことが必要。</li> <li>・高齢者虐待防止法における内部通報制度は、児童福祉の場面であってもいい。</li> <li>・国レベルでの施設内暴力、施設内人権侵害に対する検証の仕組みをつくるということが必要。</li> <li>・調査分析やその検証は自治体の責任として非常に必要。</li> <li>・ケースワーカーや継続的に施設に出入りしている第三者委員の存在が重要。</li> <li>・火急に何とかするためには施設内だけではなくお互いに助け合うシステムや施設をサポートする機能をどうやってつくりあげるかということの方に目を向けていく必要がある。</li> <li>・施設に対する監督指導を強化することと人員配置や居住等条件の改善を両輪で行っていくべき。</li> <li>・苦情解決への第三者委員・機関の設置や子どもの権利擁護等を含めて、問題が起きたらどう対応するのかを決めておくのは当然のこと。</li> <li>・具体的に人員配置が必要なのだと持っていないと、権利擁護を守るというシステムはつくれないと感じる。</li> <li>・里親の下にいる子どもの権利擁護も考える必要がある。</li> <li>・自治体間、施設間でも対応に温度差があり、それを日本全体としてどう底上げしていくのかという視点で、法制度なりシステムをつくっていくということが必要。</li> <li>・社会から財政的支援を取り付けて施設の配置基準を手厚くするというのであれば、システムの近代化というものは避けられない。説明責任や情報公開ということは当たり前のように入ってくる。</li> <li>・社会的養護の分野だけ倫理要領がないといった状況であり業界そのものがもっと議論すべき。</li> <li>・内部通報に反対しているというわけではない。通報を受けたところがきちんと指導し、助言し、解決できる能力を持ったところでないと駄目だと言っている。新たに又は神奈川県のように審議会を受け皿として専門性を持った第三者機関を作るべきだというのが趣旨。</li> <li>・法整備をするのであれば、「子どもの権利基本法」(仮称)の制定が必要。</li> <li>・現行システムは施設内虐待に対応できておらず、また少ないケアワーカーが多くの子どもを養育しなければならないことが誘因として起こるものも多く、最低基準の見直しなど、国が定めた制度にかかる検討が必要。</li> <li>・社会的養護は「善」であることを前提にした仕組みであるが、人間が主であるシステムである限り、そのことを定期的にチェックしたり、社会的に内部、外部から介入できる仕組みが必要。</li> <li>・施設における子ども間暴力等安心できないような環境を放置することはネグレクトに当たる。</li> <li>・施設現場の OB や当事者代表なども加えた監査チームを編成するなど、子どもの人権擁護に視点をあてた監査体制の強化が必要。</li> </ul>
社会的養護体制の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所や自立援助ホームも含めた社会的養護全体の社会的支援の整備ということでとらえる。</li> </ul>

- ・需要見込みをどのように立てるかは頭の痛い問題。
- ・知的障害児施設で措置される子どももあり、どういう子どもたちの範囲を含めるのかということも議論が必要。
- ・各自治体での要保護児童対策についての温度差が大きいので、国で指針をつくっていく必要がある。
- ・将来予測を見るときに、小規模化や子どもの生活の質も加味した質の問題も見ていく必要がある。
- ・病児で特に障害児施設に行った方がより高いケアを受けられる子どもについては、障害児施設等との綿密な流れ、ベストのケアができる仕組みを構築する上では、障害児施設等についても整備していくかなければいけないと感じる。
- ・計画の中に母子生活支援施設も入れてほしい。
- ・高齢者分野のような単純なニーズ調査型の計画整備は危険を伴う。変動に対応しやすい制度設計という考え方方が望ましい。
- ・社会的養護の実施責任の多くが都道府県にあるが、ショートステイなどは市町村にあり、両者が一体的に整備を進めていく必要がある。